

豊 町 自 治 会 会 則

第 1 章 総 則

(名称および事務所)

第 1 条 本会は豊町自治会と称し、事務所を豊町自治会館におく。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、会員の協力により生活環境の維持向上に努めることを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の親睦をはかる活動
- (2) 生活環境の維持、改善向上に関する活動
- (3) 防犯、防火その他の災害対策に関する活動
- (4) 地域福祉に関する活動
- (5) 行政機関および関係諸団体との連絡、交渉または提携に関する活動
- (6) その他前条の目的を達成するための必要なこと。

第 2 章 会 員

(構 成)

第 4 条 1 項 本会の会員は本会で定める地域の居住者、および次項の特別会員をもって構成する。

2 項 特別会員とは居住者の居ない店舗・事業者などのことであり、特別会員には班長の資格を認めない。

3 項 本会の会員は、原則として世帯単位での加入とする。

(会 費)

第 5 条 会員（世帯）は次の各号に掲げる会費を負担する。

- (1) 自治会費 毎月 350円
- (2) 自治会館費 毎月 50円

(議決権)

第 6 条 1 項 会員は1世帯につき1個の議決権を有する。

2 項 会員は書面または代理人によって議決権を行使することができる。

3 項 代理人が議決権を行使する場合には、原則として代理権を証する書面を提出しなければならない。

4 項 代理権を行使できるものは会員でなければならない。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 7 条 本会は、次の各号に掲げる会議をもつ。

- (1) 総 会
- (2) 班長会
- (3) 役 員 会
- (4) 専門部会

(総 会)

第 8 条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は年1回、また臨時総会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。ただし、会員の3分の1以上が会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面をもって請求したときは、会長はこれを招集しなければならない。

第 9 条 1 項 総会の招集は会長が行う。

2 項 総会を招集するには会日より少なくとも7日前に会議の目的である事項を示し、会員に通知しなければならない。ただし、特別の事情により緊急を要すると会長が認める場合には、これを短縮することができる。

第 1 0 条 1 項 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 項 第6条2・3・4項の場合及び総会に委任状を提出した場合は出席とみなす。

第 1 1 条 総会の議長は、総会において会員の中より選出するものとする。

第 1 2 条 総会において第9条第2項によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急事項についてはこの限りではない。

第 1 3 条 総会の議決承認を要する事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 自治会々則の制定または改廃
- (2) 会費の決定または変更
- (3) 役員（除く副部長）及び会計監査役の選任
- (4) 収支予算計画の決定及び変更
- (5) 収支決算報告
- (6) その他会員の共同利益に関する基本的な事項

第 1 4 条 1 項 前条第（1）（2）の規定については出席議決権数の3分の2以上を必要とする。

2 項 前条第（3）（4）（5）（6）号の規定については出席議決権数の2分の1以上を必要とする。

- 3項 可否同数の場合は議長が決する。
- 4項 前各項の議決権の行使については第10条2項を準用する。

- 第15条
- 1項 総会の議事については議事録を作成し保管しなければならない。
 - 2項 議事録には議事の経過およびその結果を記載し、議長がこれに署名押印しなければならない。

(班長会)

- 第16条
- 1項 班長会は役員および各班の班長で構成し、総会の決議および会則に基づく活動を行う。
 - 2項 班長会は、特別な場合を除いて原則毎月開催する。また、会長が必要と認めた場合には、臨時の班長会を開催できる。
 - 3項 班長会の議事は構成員の3分の2以上が出席し、過半数の賛成をもって決定する。但し、第10条2項を準用する。
 - 4項 議事録の作成及び保管については会長が必要と認めるとき第15条の規定を準用する。

(役員会)

- 策17条
- 1項 役員会は、第19条1項に定める役員で構成する。
 - 2項 役員会の議事は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の3分の2以上の賛成で決定する。

(専門部会)

- 第18条 専門部会は専門的事項について、会長より委嘱を受けて活動を行う。

第4章 役員

(役員)

- 第19条
- 1項 本会に次の各号に掲げる役員をおく。
 - (1) 会 長
 - (2) 副 会 長
 - (3) ブロック長
 - (4) 会 計
 - (5) 書 記
 - (6) 部 長
 - (7) 副 部 長
 - (8) 会 計 監 査
 - 2項 役員はすべて会員でなければならない。
 - 3項 会長は正副班長を兼務することはできない。

(役員を選任)

- 第20条
- 1項 役員は会員の中から選出するものとする。
 - 2項 役員(除く副部長)の選任手続きは第13条による。
 - 3項 副部長の選任は班長会で承認をするものとする。

(役員任期)

- 第21条 1項 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2項 役員に欠員が生じたときは遅滞なく補充し、補充された役員任期は前任者の残期間とする。
3項 役員欠員補充は班長会の承認を必要とする。

(役員報酬)

第22条 役員はすべて無報酬とする。

(役員任務)

- 第23条 1項 会長は本会の活動を統括する。
2項 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、これを代行する。
3項 ブロック長は、ブロック代表として各班長の意見の集約と各班への伝達活動を行う。
4項 会計は、会計業務を総括する。
5項 部長、副部長は、専門的活動を企画し実行する。
6項 会計監査は会計を監査し、総会において報告する。
7項 書記は、班長会の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録する。
8項 会長は必要に応じて若干名の相談役を任命することができる。

第5章 会 計

(費用)

第24条 本会の費用は会費および寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算および決算)

第26条 本会の予算は総会の議決を経て定め、決算は年度終了後ただちに作成し、会計監査を経て定期総会の承認を得るものとする。

(会計帳簿、備品管理簿)

第27条 本会の収支を明らかにするための会計簿を備えなければならない。
本会で所有する備品については備品管理簿を作成して管理する。

第6章 班長・副班長

第28条 班長・副班長は、各班の会員の互選により、各1名選出する。再任はこれを妨げない。

第29条 1項 班長は担当班の会員を代表して、意見を活動に反映させる。
2項 副班長は班長を補佐し、班長に支障あるときは、これを代行する。

第30条 班長は、専門部委員として、自治会活動に参画する。

第31条 班長・副班長は、原則として当自治会内に居住する会員より選出する。

第 7 章 慶弔規定

第32条 本章の規定は、原則として会員名簿の住所に居住する会員を対象とする。

第33条 会員の死亡に関しては、1万円相当の香典を行う。

第34条 会員の世帯の誕生に関しては、出産祝いを行う。

第35条 会員に対し米寿および100歳のお祝いを行う。

第 8 章 雑 則

(会則の改廃)

第36条 本会則の改廃は総会の承認を得なければならない。

(細則等の制定)

第37条 1項 会則を施行するに必要な事項は細則、申し合わせ等とし班長会の決定によりこれを定める事ができる。

2項 本自治会運営上、本自治会会則、細則、申し合わせ等に規定なき事項については班長会の決定によって行うものとする。

(付 則)

1. 本会則は昭和58年4月1日から施行する。